都道府県	市区町村名	Ⅰ 準要保護の認定について		Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について														Ⅱ 平成31（令和元）年度（4月以降）の対応について				Ⅲ 自由記述欄
		貴市区町村では、平成31（令和元）年4月時点において、準要保護の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしていますか。		1. 準要保護の認定基準への反映について				2. 生活保護基準見直しの影響への対応予定														3. 生活保護基準見直しの影響を受ける人数について			（3） ②把握していない理由	
				（1）平成30年10月の見直し後の生活保護基準を、平成31年4月以降、来年度の貴市区町村の準要保護の認定基準として認定基準に反映させますか。	（2）参照している生活保護基準			（1） 平成31年4月以降、生活保護基準見直しにより、従前の基準であれば要保護・準要保護として認定される保護者の認定結果に変動がある場合、生活保護基準見直しの影響に対して、何らかの対応を行っていますか。	（2）予定する対応内容（複数回答可）							（3）⑤その他の内容	（4）③影響あり対応なしの理由（複数回答可）				（5）（4）①③の内容	（1）どの程度の影響が生じる可能性があるか		（2）把握している場合、平成31年3月までは扶助対象だったが、平成31年4月以降は扶助対象外となった者の人数		
		①用いる	②用いていない	①反映させる	②反映させない	年	月	①生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している	②生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応予定なし	③生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応予定なし	①見直し後の生活保護基準（平成30年10月の新基準）に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準（平成30年9月以前の基準）に基づく準要保護の認定基準により再認定	②生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定（生活保護基準の1．2倍だったものを1．3倍に引き上げるなど）	③「生活保護基準を参照して判定する準要保護の基準（注1）」以外の認定基準を新設したり、運用の見直しを行って認定	④認定基準とは別に、教育委員会や学校で、当該世帯の状況を個別に判断して認定	⑤その他		①就学援助以外に、義務教育段階における経済的負担を軽減する事業等を実施しているため （→2．（5）へ）	②従来より、近隣他市区町村より高い係数を設定しており、準要保護の認定基準が引き下がったとしても近隣他市区町村より援助対象範囲が広いため	③その他		①把握している	②把握していない	人		
		→Ⅱへ	→Ⅲ自由記述へ	→2（1）へ	→1（2）へ		→Ⅲへ	→2（2）へ	→Ⅲへ	→2（4）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	→2（3）へ	→Ⅲへ	→2（5）へ	→3（1）へ	→2（5）へ	→3（1）へ	→3（2）へ	→3（3）へ	→Ⅲへ	→Ⅲへ	
44	44	32	12	16	16	16	16	6	9	1	0	1	1	3	1	1	0	1	0	0	1	0	1	0	4
茨城県	水戸市	○		○				○				○													
茨城県	日立市	○		○					○																
茨城県	土浦市		○																						
茨城県	古河市	○			○	平成25	4																		
茨城県	石岡市	○			○	平成24	12																		
茨城県	結城市		○																						
茨城県	龍ケ崎市	○		○				○							○	平成24年度基準額に「減額幅を5%以内に留める緩和措置を加味した割合」を参考に一定の係数をかけることで、生活保護基準額見直し相当の基準を設け、また急激な変化がないようにしている。									
茨城県	下妻市		○																						
茨城県	常総市	○		○					○																
茨城県	常陸太田市	○			○	平成24	12																		
茨城県	高萩市	○		○					○																特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数（1.3倍）を掛けたもので認定をしていたが、令和元年度より生活保護の基準額に一定の係数（1.3倍）を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）で認定。令和元年度においては、生活保護基準見直しによる影響が生じないよう、4月に認定した認定基準（平成30年10月の生活保護の基準額に基づく認定基準に一定の係数を掛けたもの（1.3倍）で1年を通して認定することとする。
茨城県	北茨城市		○																						
茨城県	笠間市	○			○	平成20	4																		
茨城県	取手市	○			○	平成25	10																		
茨城県	牛久市	○			○	平成27	10																		
茨城県	つくば市	○		○				○					○												
茨城県	ひたちなか市	○			○	平成30	4																		
茨城県	鹿嶋市	○			○	平成24	4																		基準額が減額となる世帯（主に母子・父子世帯）にも影響が出ないよう，平成30年10月以降も平成24年度の基準額を適用する。
茨城県	潮来市	○		○				○						○											
茨城県	守谷市	○		○					○																
茨城県	常陸大宮市	○			○	平成25	4																		
茨城県	那珂市	○			○	平成26	4																		
茨城県	筑西市	○		○				○						○											
茨城県	坂東市	○			○	平成30	5																		
茨城県	稲敷市	○		○					○																
茨城県	かすみがうら市	○		○					○																
茨城県	桜川市	○		○				○						○											
茨城県	神栖市		○																						
茨城県	行方市	○		○					○																
茨城県	鉾田市		○																						
茨城県	つくばみらい市	○			○	平成25	7																		
茨城県	小美玉市		○																						
茨城県	茨城町	○		○						○								○			○		1		
茨城県	大洗町	○		○					○																平成30年10月の生活保護基準見直しにより影響を受ける準要保護者は現在のところ確認されていないが、今後影響が生じた場合には、生活保護基準に掛ける係数を従来より高い倍率に引き上げて認定する対応を検討している。
茨城県	城里町	○			○	平成30	4																		
茨城県	東海村		○																						
茨城県	大子町		○																						
茨城県	美浦村	○			○	平成24	4																		
茨城県	阿見町	○		○					○																
茨城県	河内町	○			○	平成24	4																		生活保護法に規定する保護基準に準じた教育委員会が定める額に1.2倍をかけたもの。教育委員会が定める額とは、生活扶助基準見直し前（平成24年度）の生活保護基準額。
茨城県	八千代町		○																						
茨城県	五霞町		○																						
茨城県	境町	○			○	平成27	4																		
茨城県	利根町		○																						